

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年12月1日提出

葉山町長 山梨崇仁

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

## 葉山町条例第 7 号

### 葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の概要

## 題名

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第7号 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、 幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行 為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	○葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第7号 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10各号
	に掲げる行 為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。